



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○休獵区の指定（自然保護・緑化推進課） | 1 |
| ○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） | 2 |
| ○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） | 2 |
| ○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉政策課） | 2 |
| ○地域森林計画の案の縦覧（森林管理課） | 2 |
| ○地域森林計画変更計画の案の縦覧・2件（森林管理課） | 3 |

公 告

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） | 3 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課） | 4 |
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（ものづくり振興課） | 5 |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄工業高等学校） | 5 |

告 示

沖縄県告示第581号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休獵区を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦崎唯昭

1(1) 名称 東

(2) 区域 東村平良の県道70号線と国道331号との交点を起点として、同所から国道331号を北西へ進み、国道331号と大宜味村と東村の村界との交点に至り、同所から当該村界に沿って北へ進み、当該村界と国頭村と大宜味村と東村の村界との交点に至り、同所から東村と国頭村の村界に沿って北へ進み、当該村界と東村高江の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南へ進み、海岸線と福地川河口左岸との交点に至り、同所から福地川を左岸沿いに上流に進み、福地川と県道70号線との交点に至り、同所から県道70号線を西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成27年11月15日から平成30年11月14日まで

2(1) 名称 南部東

(2) 区域 八重瀬町字具志頭の国道331号と国道507号との交点を起点として、国道331号に沿って進み、雄樋川大橋を右折し、雄樋川の左岸に沿って進み、海岸線との交点を左折し、海岸線に沿って進み、ゆめなり橋を右折し、海岸線に沿って進み、与那原町と西原町の町界を左折し、同町界に沿って進み、国道329号との交点を左折し、同国道に沿って進み、県道南風原与那原線との交点を右折し、同県道に沿って進み、県道那覇糸満線と県道宜野湾南風原線との交点を県道宜野湾南風見線に沿って進み、国道329号との交点を右折し、同国道に沿って進み、国場十字路を左折し、国道507号に沿って進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成27年11月15日から平成30年11月14日まで

3(1) 名称 上野

- (2) 区域 宮古島市字上野
 (3) 存続期間 平成27年11月15日から平成30年11月14日まで

沖縄県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
はぴねす訪問看護ステーション	名護市大北四丁目3番7号メゾン丸崎1階	平成27年9月1日
ふくぎ薬局	浦添市城間四丁目3番8号	平成27年9月1日
あきら整形外科クリニック	沖縄市字古謝975番地	平成27年10月1日
経塚駅前薬局	浦添市字前田1130番地	平成27年10月1日
リンゴ調剤薬局西原東店	西原町字内間391番地	平成27年10月1日
女性内科オレンジ	沖縄市字古謝1199番地3武ハウス1号	平成27年10月7日

沖縄県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
レモン薬局浦添店	浦添市城間四丁目3番8号	平成27年9月1日
とくりん薬局城間店	浦添市城間一丁目37番19号	平成27年10月1日

沖縄県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
沖縄ホワイトデンタルクリニック	北谷町字上勢頭813番地2	平成27年10月31日

沖縄県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 平成27年11月13日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 平成27年11月13日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成27年11月13日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年1月1日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結の里
- 3 代表者の氏名 仲嶺邦子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字世富慶438番地の3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす高齢者や障害者・児とその家族、又は一般市民など、障害の有無・年齢・性別に関わらず、地域社会の一員として心豊かに生活したいと考える人々を支援し、「共感・共鳴・共生」できる地域共同体の形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年11月13日から平成28年3月11日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 届出年月日 平成27年9月24日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）宮古島商業施設 宮古島市平良字西里1282番1ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 越塚孝之
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 大原孝治
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年5月25日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,419平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 161台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 100台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 120平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 42立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宮古島市觀光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年11月13日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦崎唯昭

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 粉体殺菌装置 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 3 契約の相手方を決定した日 平成27年8月31日
 - 4 契約の相手方の名称及び所在地 総合包装株式会社 西原町字小那覇1181番地
 - 5 契約金額 65,340,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
 - 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号
-

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年11月13日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 山城邦定

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 三次元炭酸ガスレーザー加工機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄工業高等学校 那覇市松川3丁目20番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年10月21日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 69,660,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年9月11日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--